

# 高砂市で初、空き家解体

## 所有者なく略式代執行

高砂市北浜町西浜にある所有者がいない空き家について、市は19日、倒壊の恐れがあるとして解体作業を始めた。空き家対策特別措置法に基づく略式代執行で、同市では初めて。

築60年以上とみられる木造平屋と離れで、延べ床面積は約64平方メートル。老朽化し、屋根と壁が崩れている。住んでいた所有者が2010年に死去し、相続人がいなかった。解体費用約316

万円は市がいったん負担するが、回収の見通しは立っていない。

この日は関係者13人が集まり、野々村正信・都市創造部長が代執行の開始を宣言した後、作業が始まった。期間は約3週間の予定。隣の家に住む主婦(64)は「一昨年の台風の時、隣の家の屋根が自宅に崩れかかってきた。解体されることになって一安心です」と話していた。

解体作業が始まった空き家＝高砂市北浜町西浜



市によると、空き家の増加を受け、県内では23年3月末時点で、略式代執行に

よる空き家の撤去が10市4町で34件完了していたという。(等原次郎)